会議の名称	令和5年第3回本庄市農業委員会総会								
開催日時	中後2時から 令和5年3月27日(月)午後2時から 午後3時まで								
開催場所	本庄市役所 大会議室								
出・欠席者	別紙のとおり								
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1)第14号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2)第15号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画の決定について(通年) (3)第16号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (4)第17号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (5)第18号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6)第19号議案 合和5年度最適化活動の目標の設定等について (6)第19号議案 合和5年度最適化活動の目標の設定等について (7)第20号議案 本庄市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令(追加) (8)第21号議案 本庄市農業委員会事務局職員職名規程の一部を改正する訓令(追加) (9)第22号議案 本庄市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(追加) (10)第23号議案 本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について(追加) (11)報告第14号 農地法第3条の3の規定による届出について (12)報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (13)報告第16号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (14)報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について								

	(15)報告第18号 農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出につ					
	(10)報日第10万					
	いて					
	5 事務局連絡事項					
	6 閉会					
	1 令和5年第3回本庄市農業委員会総会議事日程					
 配付資料	2 令和5年第3回本庄市農業委員会総会議案					
1 配刊)	3 令和5年第3回本庄市農業委員会総会追加議案(追加議案資料含)					
	4 事務局連絡事項(説明資料含)					
主管課	農業委員会事務局					

議 事 録

	会 議 の 経 過						
発言者	発 言 内 容						
事務局長	それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきま						
	す。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。						
	まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。						
細野会長	こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいだたき誠にありがとうございま						
代理	す。それでは、ただ今から令和5年第3回本庄市農業委員会総会を開会いたしま						
	す。よろしくお願いいたします。						
事務局長	ありがとうございました。次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よ						
	りご挨拶をお願いいたします。						
田端会長	皆さまこんにちは。桜も開花し良い季節となりました。事務局からあったとお						
	りコロナ禍からも脱却しつつあり、マスクの着用も個人の判断になるというこ						
	とです。						
	それでは、本日も慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつにかえさせ						
	ていただきます。よろしくお願い申し上げます。						
事務局長	本日の総会でございますが、農地利用最適化推進委員の吉田芳昭推進委員、宮						
	部豊徳推進委員より欠席の旨の届出がありましたので、ご報告いたします。						
	次に、本日の総会は、在任農業委員19名中19名の出席で、定足数に達して						
	おりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中22名の出						
	席となっておりますことをご報告いたします。						
	それでは、以降の議事進行は、総会会議規則の規定により、田端会長にお願い						

	いたします。							
議長	それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。本日は、							
	18番坂爪委員、19番小賀野委員を議事録署名委員に指名します。							
	また、事務局の高群補佐を書記に指名します。							
	次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採							
	決に入ります。本日の付議事件は、議案送付時に配布した議案6件及び報告5件							
	に加え、本日配布した議案4件を追加し、議事日程のとおり議案10件及び報告							
	5件です。							
	まず、第14号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程し							
	ます。事務局より説明を求めます。							
事務局長	第14号議案を説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。							
	第14号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げ							
	ます。							
	本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について							
	処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法							
	第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでござい							
	ます。本日提出、会長。							
	申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売買に							
	よる所有権移転3件となります。							
	次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第							
	3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件							
	で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従							
	事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営							
	面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利							
	用に悪影響を与えないこととなっておりまして、農地の受け手がこれらすべて							
	の要件を満たしていないと許可できないこととなっております。							
	以上でございます。							
議長	それでは、整理番号1から整理番号3までを、順次、事務局から説明及び地区							
	担当委員から報告、その後に一括して質疑並びに審議とします。まず、整理番号							
	1について、一括して事務局の説明を求めます。							
事務局長	整理番号1をご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。申請人の							
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑2筆、面積は							
	記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりで							
	す。地区担当は、小賀野委員でございます。申請地位置図は、3ページになりま							
	す。							

	のしむ女典地の現地調本及び事叛党本と字抜しよした b > 7 教司判断更供						
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件						
	すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。						
議長	整理番号1について、小賀野委員の報告を求めます。						
小賀野	19番小賀野より報告いたします。3月20日午後4時頃、山本推進委員と明						
委員	地確認調査を行いました。						
	申請地の位置については議案書3ページ、3-1の地図をご覧ください。関越						
	自動車道の西約100メートルに位置しています。筆ごとにも南北に100メ						
	ートルほど離れています。						
	恐れ入りますが議案書2ページにお戻りください。いずれも売買による所有						
	 権移転です。受人の年齢は68歳、年間従事日数は250日、所有する農機具は						
	トラクター2台、田植え機コンバインそれぞれ1台、野菜の移植機2台を有して						
	おり、経営についての生産性は適当であります。申請地には露地野菜を作付け予						
	定とのことです。						
	受人所有農地及び申請地については、問題なく管理がされており、周辺農地へ						
	の支障の恐れもなく、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思						
	われます。以上、ご報告いたします。						
議長	次に、整理番号2について、事務局の説明を求めます。						
事務局長	整理番号2をご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。申請人の						
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑1筆、面積は						
	記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりで						
	す。地区担当は、小賀野委員でございます。申請地位置図は、4ページとなりま						
	す。						
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件						
	すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。						
議長	整理番号2について、小賀野委員の報告を求めます。						
小賀野委員	19番小賀野より報告いたします。3月20日午後4時半頃、山本推進委員と						
	現地確認調査を行いました。						
	申請地の位置については議案書4ページ、3-2の地図をご覧ください。関越						
	自動車道の東約200メートルに位置しています。						
	恐れ入りますが議案書2ページにお戻りください。売買による所有権移転で、						
	受人の年齢は60歳、年間従事日数は350日、家族2名で従事していますが、						
	農繁期には述べ20名程臨時の従業員を雇入れています。所有する農機具は、ト						
	ラクター4台、田植え機1台、軽トラック3台を有しており、経営についての生						
	産性は適当であります。申請地には露地野菜を作付けしたいとのことです。						
	受人所有農地及び申請地の耕作状況は、すべての農地で問題なく管理がされ						

	ており、周辺農地への支障の恐れもなく、下限面積要件も満たしていることか							
	ら、何ら問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。							
議長	次に、整理番号3について、事務局の説明を求めます。							
事務局長	整理番号3をご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。申請人の							
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の田1筆、面積は記載の							
	とおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区							
	担当は、塩原廣一委員でございます。申請地位置図は、5ページになります。							
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件							
	すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。							
議長	整理番号3について、塩原廣一委員の報告を求めます。							
塩原廣一	5番塩原より、整理番号3について報告させていただきます。3月23日午後							
委員	2時頃、戸塚推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。							
	申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-3の地図をご覧ください。							
	申請地は沼和田駐在所より北へ約100メートルに位置しております。							
	申請事由は売買です。受人の年齢は48歳、本人の農業従事日数は240日で							
	す。農機具は、トラクター1台、耕うん機1台、軽トラック1台、防除機1台を							
	所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。							
	申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされてお							
	り、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たし							
	ていることから、何ら問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。							
議長	第14号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ござい							
	ませんか。							
	(なし)							
	質疑がありませんので、第14号議案について、許可することに、異議ござい							
	ませんか。							
	(異議なし)							
	異議なしと認めます。よって、第14号議案は許可とします。							
	次に、第15号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利							
	用集積計画の決定について(通年)」 を上程します。事務局の説明を求めます。							
事務局長	第15号議案をご説明いたしますので、議案書6ページをお願いいたします。							
	第15号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集							
	積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、							
	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計							
	画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農							
	業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決							

定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。

計画内容については、7ページ及び8ページをお願いいたします。今回の申請件数は、10件です。田3筆及び畑12筆の面積合計1万4,937平方メートルの利用権設定でございます。

次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、本庄市が公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが必要でございます。

本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、「全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること」、「その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること」等を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、番号8番から番号10番は鳥澤委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限に該当しますので、一時退席を求めます。

(退席後)

それでは、第15号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。 質疑ございませんか。

(なし)

質疑がありませんので、第15号議案について、原案のとおり決定すること に、異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり決定しました。鳥 澤委員の復席を許可します。

(復席)

次に、第16号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長

第16号議案をご説明いたしますので、議案書9ページをお願いいたします。 第16号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、10ページをお願いいたします。申請件数は、1件でございます。

引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、敷地拡張工事です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。

申請地位置図は、11ページをお願いいたします。4-1については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。

第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。

議長

整理番号1について、宮部延一委員の報告を求めます。

宮部延一 委員

10番宮部より報告させていただきます。3月24日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。

申請地の概要につきましては議案書11ページ、4-1の地図をご覧ください。申請地はJR八高線の第二下町踏切から北東に約50メートルの場所に位置しております。

恐れ入ります。議案書10ページにお戻りください。

申請事由は自己用住宅の敷地拡張です。申請人は、申請地西側の隣接地に居住 していますが、駐車スペースが不足し利用に不便をきたしているため、今回の申 請に至りました。

現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため農地を蚕食分断する恐れもなく、周辺農地、農道、水路などに支障を 及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。

以上、ご報告します。

議長

第16号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。

(なし)

質疑がありませんので、第16号議案について、許可相当とすることに、異議 ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、第16号議案は許可相当として埼玉県知事に意 見書を送付します。

次に、第17号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し

	ます。事務局の説明を求めます。							
事務局長	第17号議案をご説明いたしますので、議案書12ページをお願いいたしま							
	す。							
	第17号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げ							
	ます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事							
	に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げる							
	ものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申							
	請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。							
	申請内容については、13ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移							
	転4件、使用貸借権1件並びに所有権移転及び賃借権1件でございます。以上で							
	ございます。							
議長	それでは、整理番号1から整理番号6までを、順次、事務局から説明及び地区							
	担当委員から報告、その後に一括して質疑並びに審議とします。まず、整理番号							
	1について、事務局の説明を求めます。							
事務局長	整理番号1をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。申請人							
	の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田4筆、面積							
	は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅							
	用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小賀野委員でございます。							
	申請地位置図は、14ページをお願いいたします。5-1については、農用							
	地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満							
	であることから第2種農地と判断いたしました。							
	第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地で							
	は、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の							
	不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、							
-34 FF	本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。							
議長	整理番号1について、小賀野委員の報告を求めます。							
小賀野委員	19番、小賀野より報告させていただきます。3月20日午後5時頃、出牛推							
	進委員と現地確認を行いました。							
	申請地の概要については議案書14ページ、5-1の地図をご覧ください。申							
	請地は国道254号線吉田林交差点から南に約60メートルに位置しておりま							
	す。恐れ入ります、議案書13ページにお戻りください。申請目的は建売分譲用							
	地としての所有権移転の設定となっております。							
	申請人は不動産業を経営しており、自ら土地を購入分譲し、その後、建売住宅 を販売する予定となっております。申請地には住宅11棟が建設予定となって							
	を販売りる予定となつしわりまり。 中間地には住宅11棟が建設予定となっし います。							
	v · み フ o							

現地について調査しましたところや地化が進んでいるため、農地を分断し集 回性に支障が生じないこと、周辺農地や農道や水路などにも支障を及ぼす恐れ もないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告 いたします。 ※大に、整理番号2について、事務局の説明を求めます。 非諸人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2年、面積は 記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地で す。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。 申請地位置図は、15ページをお願いいたします。5-2については、準工業 地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。 第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしてお り、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにお いてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。 (富部延一会員) ※整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。 第10番、宮部より報告させていただきます。 3月24日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の梗要については議案書15ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地はJR八高線の第二下町略切から北東に約50メートルの場所に位置しております。 恐れ入ります。譲業書13ページにお戻りください。申請目的は土地分譲田地としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入し、その後、2区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画となっております。 現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。 ※表見 次に、整理番号3をご説明いたします。申請地は、今井地内の炯1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。申請地は、今井地内の炯1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。事前事由はは、同声委員でごがまり、農用地ですまがは位置は、同声委員でごがまりまります。申請地位置図は、16ページをお願いいたします。5-3については、農用地								
 ・ もないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。 ※ 次に、整理番号2について、事務局の説明を求めます。 ・ を理番号2をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、富部延一委員でございます。申請地位圏図は、15ページをお願いいたします。5-2については、準工業地域で存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不評可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。 該長 整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。 ・ 宮部延一委員の報告を求めます。 		現地について調査しましたところ宅地化が進んでいるため、農地を分断し集 						
議長 次に、整理番号2について、事務局の説明を求めます。 事務局長 整理番号2をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。申請地位置図は、15ページをお願いいたします。5-2については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。 整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。 2部延一 10番、宮部より報告させていただきます。 3月24日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書15ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地はJR八高線の第二下町踏別から北東に約50メートルの場所に位置しております。恐れ入ります。認案書13ページにお戻りください。申請目的は土地分譲用地としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入し、その後、2区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画となっております。現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。 整理番号3をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。								
議長 次に、整理番号2について、事務局の説明を求めます。 事務局長 整理番号2をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2箪、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。申請地位置図は、15ページをお願いいたします。5-2については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。 2部延一 表員 整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。 3月24日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書15ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地はJR八高線の第二下町踏切から北東に約50メートルの場所に位置しております。 恐れ入ります。議案書13ページにお戻りください。申請目的は土地分譲用地としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入しての係2と区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画となっております。 現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。 整理番号3をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請申由は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。		もないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告						
事務局長 整理番号2をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。申請地位置図は、15ページをお願いいたします。5-2については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。 整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。 10番、宮部より報告させていただきます。 3月24日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書15ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地はJR八高線の第二下町踏切から北東に約50メートルの場所に位置しております。恐れ入ります。議案書13ページにお戻りください。申請自的は土地分譲用地としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入し、その後、2区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画となっております。現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。								
の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。申請地位置図は、15ページをお願いいたします。5-2については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。 整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。 10番、宮部より報告させていただきます。 3月24日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書15ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地はJR八高線の第二下町踏切から北東に約50メートルの場所に位置しております。恐れ入ります。議案書13ページにお戻りください。申請目的は土地分譲用地としての所有権移転となっております。中請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入し、その後、2区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画となっております。 現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。	議長	次に、整理番号2について、事務局の説明を求めます。						
記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。申請地位置図は、15ページをお願いいたします。5-2については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。 整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。 2 10番、宮部より報告させていただきます。 3月24日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書15ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地はJR八高線の第二下町踏切から北東に約50メートルの場所に位置しております。 恐れ入ります。議案書13ページにお戻りください。申請目的は土地分譲用地としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入し、その後、2区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画となっております。 現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。	事務局長	整理番号2をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。申請人						
す。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。 申請地位置図は、15ページをお願いいたします。5-2については、準工業 地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。 第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしてお り、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにお いてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございま す。 整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。 宮部延一 3月24日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要 については議案書15ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地はJR八高 線の第二下町踏切から北東に約50メートルの場所に位置しております。 恐れ入ります。護案書13ページにお戻りください。申請目的は土地分譲用地 としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら 土地を購入し、その後、2区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画 となっております。 現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進ん でいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路 などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思わ れます。以上、ご報告します。		の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は						
申請地位置図は、15ページをお願いいたします。5-2については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。 整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。 日の番、宮部より報告させていただきます。 3月24日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書15ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地はJR八高線の第二下町踏切から北東に約50メートルの場所に位置しております。 恐れ入ります。 磯業書13ページにお戻りください。申請目的は土地分譲用地としての所有権移転となっております。中請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入し、その後、2区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画となっております。 現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。 大に、整理番号3について、事務局の説明を求めます。 大に、整理番号3について、事務局の説明を求めます。 東部 大の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。		記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地で						
地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。 第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。 整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。 日の番、宮部より報告させていただきます。 日の番、宮部より報告させていただきます。 3月24日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書15ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地はJR八高線の第二下町踏切から北東に約50メートルの場所に位置しております。 恐れ入ります。 議案書13ページにお戻りください。申請目的は土地分譲用地としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入し、その後、2区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画となっております。 現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。 本籍を選手33について、事務局の説明を求めます。 整理番号3について、事務局の説明を求めます。 整理番号3について、事務局の説明を求めます。 中請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。		す。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。						
第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。 藤長 整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。 宮部延一		申請地位置図は、15ページをお願いいたします。5-2については、準工業						
り、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。 議長 整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。 宮部延一		地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。						
談長 整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。		第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしてお						
議長 整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。 宮部延一 10番、宮部より報告させていただきます。		り、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにお						
整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。 宮部延一		いてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございま						
宮部延一 3月24日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書15ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地はJR八高線の第二下町踏切から北東に約50メートルの場所に位置しております。恐れ入ります。議案書13ページにお戻りください。申請目的は土地分譲用地としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入し、その後、2区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画となっております。現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。		す。						
委員 3月24日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書15ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地はJR八高線の第二下町踏切から北東に約50メートルの場所に位置しております。恐れ入ります。議案書13ページにお戻りください。申請目的は土地分譲用地としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入し、その後、2区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画となっております。現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。	議長	整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。						
については議案書 1 5ページ、5 - 2の地図をご覧ください。申請地は J R 八高線の第二下町踏切から北東に約50メートルの場所に位置しております。 恐れ入ります。議案書 1 3ページにお戻りください。申請目的は土地分譲用地としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入し、その後、2 区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画となっております。 現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。	宮部延一	10番、宮部より報告させていただきます。						
線の第二下町踏切から北東に約50メートルの場所に位置しております。 恐れ入ります。議案書13ページにお戻りください。申請目的は土地分譲用地としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入し、その後、2区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画となっております。 現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。	委員	3月24日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要						
恐れ入ります。議案書13ページにお戻りください。申請目的は土地分譲用地としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入し、その後、2区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画となっております。 現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。 淡に、整理番号3について、事務局の説明を求めます。 整理番号3をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。		については議案書15ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地はJR八高						
としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら 土地を購入し、その後、2 区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画 となっております。 現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進ん でいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路 などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思わ れます。以上、ご報告します。 養長 次に、整理番号3について、事務局の説明を求めます。 事務局長 整理番号3をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。 申請 人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載 のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地で す。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっ ています。地区担当は、岡芹委員でございます。		線の第二下町踏切から北東に約50メートルの場所に位置しております。						
土地を購入し、その後、2 区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画となっております。 現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。		恐れ入ります。議案書13ページにお戻りください。申請目的は土地分譲用地						
となっております。 現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。 ※ 大に、整理番号3について、事務局の説明を求めます。 ※ 整理番号3をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。 申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。		としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら						
現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。		土地を購入し、その後、2区画に区割りした土地を住宅用地として販売する計画						
でいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。 次に、整理番号3について、事務局の説明を求めます。 整理番号3をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。 申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。		となっております。						
などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。 淡に、整理番号3について、事務局の説明を求めます。 整理番号3をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。 申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。		現地について調査しましたところ、用途区域に指定されており、宅地化が進ん						
れます。以上、ご報告します。 議長 次に、整理番号3について、事務局の説明を求めます。 整理番号3をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。 申請 人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載 のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地で す。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっ ています。地区担当は、岡芹委員でございます。		でいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路						
議長 次に、整理番号3について、事務局の説明を求めます。 整理番号3をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。 申請 人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載 のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地で す。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。		などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思わ						
事務局長 整理番号3をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。 申請 人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載 のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地で す。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。		れます。以上、ご報告します。						
人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。	議長	次に、整理番号3について、事務局の説明を求めます。						
のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。	事務局長	整理番号3をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。 申請						
す。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。		人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載						
ています。地区担当は、岡芹委員でございます。		のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地で						
		す。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっ						
申請地位置図は、16ページをお願いいたします。5-3については、農用地		ています。地区担当は、岡芹委員でございます。						
		申請地位置図は、16ページをお願いいたします。5-3については、農用地						

区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で あることから第2種農地と判断いたしました。 第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地で は、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不 許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本 申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。 議長 整理番号3について、岡芹委員の報告を求めます。 岡芹委員 整理番号3について、9番岡芹より報告します。3月22日日午前9時頃から 門倉推進委員及び荒井推進委員と現地確認及び代理人から聴き取りを行いまし た。 申請地の概要につきましては、議案書16ページ、5-3の地図をご覧くださ い。申請地は、今井金鑚神社入口の交差点から南に約250メートルの場所で、 集落の中に位置しています。 恐れ入ります。議案書13ページにお戻りください。受人と渡人の関係は親子 です。現在、賃貸住宅に妻と子どもの3人で住んでいます。子供の成長とともに 家財道具も増えて手狭になってきたことから、両親に相談したところ、当該申請 地を使用貸借できることになり、自己用住宅用地として申請に至ったものです。 申請地周辺を南側の道路から状況を検分すると、申請地の3方向が畑に囲ま れています。申請地の東側から北側にかけて1メートルほどの農道が確認され ています。以上の事から判断すると近隣の農地へ支障をきたす恐れもないこと から、転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。 議長 次に、整理番号4について、事務局の説明を求めます。 事務局長 整理番号4をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。申請人 の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑3筆、面積は 記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地で す。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。 申請地位置図は、17ページをお願いいたします。5-4については、農用地 区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農 地であることから、第1種農地と判断いたしました。 第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地 拡張用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35 条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと考え ます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限り においてないものと考えます。以上でございます。 整理番号4について、間正委員の報告を求めます。 議長

間正委員

16番間正より報告します。3月22日午前10時頃、福田推進委員と現地確認を行いました。

申請地の概要につきましては議案書17ページ、5-4の地図をご覧ください。申請地の場所につきましては、秋山庚申塚古墳から南西に約30メートルの場所に位置しており、周辺には古墳がいくつかありますが、今回の申請地には特に影響がないとのことです。

恐れ入ります、議案書13ページにお戻りください。受人は現在、申請地の隣地で倉庫業並びに運送業を営んでいます。事業の拡大により、委託している大型車両等の出入りが増加したこと、現在の事業所用地には車両の転回スペースが非常に狭いということ、美里町の営業所に駐車している従業員と自社所有の大型車両を申請地へ集約化し、業務の拡張を図りたいということです。

また、現地について調査したところ、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地に対し日照や風通しなどの支障を及ぼさないこと、農道や水路などに支障を及ぼさないこと等を確認いたしました。

以上、ご報告します。

議長

次に、整理番号5について、事務局の説明を求めます。

事務局長

整理番号5をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原廣一委員でございます。

申請地位置図は、18ページをお願いいたします。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1 種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。以上でございます。

議長

整理番号5について、塩原廣一委員の報告を求めます。

塩原廣一

5番、塩原より報告させていただきます。

委員

3月23日午後2時半頃、戸塚推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書18ページ、5-5の地図をご覧ください。

申請地は沼和田センターから北東に約380メートル、県道沼和田杉山線沿いに位置しております。

恐れ入ります、議案書13ページにお戻りください。申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となります。申請人は夫婦2人でアパート住まいをしており、将来家族が増えアパートでは手狭になること、実家から近く両親の面倒を見るのに最適と考え申請に至りました。

以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。

農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。

議長

次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。

事務局長

整理番号6をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転及び賃借権です。申請事由は、高齢者福祉施設用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。

申請地位置図は、19ページをお願いいたします。5-6 については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1 種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が高齢者福祉施設用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行令第4条第1項第2号ホに規定する「申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。以上でございます。

議長

整理番号6について、立石委員の報告を求めます。

立石委員

8番立石が報告させていただきます。3月22日午前11時頃、内田推進委員と現地確認並びに受人より聴き取りを行いました。申請地の概要については議案書19ページ、5-6の地図をご覧ください。申請地は県道本庄寄居線、新田原交差点の南東すぐのところに位置しています。

恐れ入ります、議案書13ページにお戻りください。申請目的は高齢者福祉施設用地としての所有権移転と賃借権設定となっております。

申請人は近隣で人工透析の病院を経営しています。入院患者の退院後の生活について、家族から経済的な理由などにより家庭での介護を拒否され、退院する

ことが困難なケースが増えてきています。

この問題を解決するため、申請人は、新たに低所得でも入所可能なケアハウス、デイサービス等の施設を建設したいということに至りました。

以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。

農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと考えられます。以上、ご報告します。

議長

第17号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。

(なし)

質疑がありませんので、第17号議案について、許可相当とすることに、異議 ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、第17号議案は許可相当として埼玉県知事に意 見書を送付します。

次に、第18号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」 を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長

第18号議案をご説明いたしますので、議案書20ページをお願いいたします。

第18号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきまして、本庄市農地利用最適化推進委員の意見を反映させ、別紙21ページから25ページまでのとおり定めることについて議決を求めるものでございます。本日提出、会長。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第3項の規定により、「農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、またこれを変更しようとするときは農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない」と定められており、令和5年2月27日の第9回農地利用最適化推進協議会において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さまに指針の内容についてご承認をいただいたことから、ご提案申し上げるものでございます。以上でございます

議長

第18号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。

(なし)

質疑がありませんので、第18号議案について、原案のとおり定めることに、 異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり定めることに決定 しました。

次に、第19号議案「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を上程 します。事務局の説明を求めます。

事務局長

第19号議案をご説明いたしますので、議案書26ページをお願いいたします。

第19号議案、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表したいので、ご提案申し上げるものでございます。

議案内容ですが、別紙の「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について、 次のとおり公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの 利用による公表、また、2の公表期間ですが、公表の日から3年間といたしま す。

次に、令和5年度最適化活動の目標の設定等の内容についてご説明いたしま すので、27ページをお願いいたします。

Iの令和5年4月1日現在の農業委員会の状況です。1つ目が農業委員会の現在の体制です。

2つ目が農家・農地等の概要です。総農家数・農業経営体数及び中の表、基幹的農業従事者数は直近の農林業センサスの数字です。右の表です。認定農業者・基本構想水準到達者・認定新規就農者・農業参入法人は本市農政課からの情報です。下の表です。耕地面積は直近の耕地及び作付面積統計の数字です。

次ページ、28ページをお願いいたします。

Ⅱの最適化活動の目標です。1最適化活動の成果目標について、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、続きまして29ページ、(3)新規参入の促進についての現状及び課題と目標を記載しております。

次に、同じく29ページ中段に記載しております、2最適化活動の活動目標についてでございます。

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標でございますが。標題の推進委員等とは、最適化活動を行う農業委員及び農地利用最適化推進委員を言うものでございます。本庄市農業委員会では、農地利用の最適化を推進するため、農地利用最適化推進協議会を設置し活動を行っていただいており、委員の皆さま1

	か月当たりの活動日数の目標につきましては、記載のとおりとさせていただい
	ております。また、(2)活動強化月間の設定目標、(3)新規参入相談会への参
	加目標につきましては記載のとおりでございます。以上でございます。
議長	第19号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ござい
	ませんか。
	(なし)
	質疑がありませんので、第19号議案について、原案のとおり公表すること
	に、異議ございませんか。
	(異議なし)
	異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり公表することに決
	定しました。
	次に、第20号議案「本庄市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令」を上
	程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第20号議案をご説明いたしますので、本日お手元に配布させていただきま
	した追加議案書1ページをお願いいたします。
	第20号議案、本庄市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令を、ご説明申
	し上げます。本議案につきましては、農業委員会事務局における所掌事務の見直
	しに伴い、所要の改正をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。本日
	提出、会長。
	議案内容でございますが、別冊の追加議案資料1ページをお願いいたします。
	こちらが新旧対照表となります。第5条に規程されている所掌事務ですが、事務
	局内の2つの係、庶務係と農地係それぞれの係名を見直し、かつ、係名の見直し
	に伴い第3条の本文につきまして、所要の改正を行うものでございます。
	まず、係名でございますが、改正前の左側の表の第5条の下線ヵ所、「庶務係」
	及び「農地係」を、改正後の右側の表の第5条の下線ヵ所、「総務係」及び「農
	地調整係」へ改正するものでございます。
	その改正に伴いまして、第3条本文につきまして、「事務局に庶務係及び農地
	係を置く。」としていたものを、「事務局に総務係及び農地調整係を置く。」とす
	るものでございます。
	追加議案書1ページにお戻りください。附則は、施行期日を規定するもので、
	施行期日は令和5年4月1日とするものでございます。以上でございます。
議長	第20号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ござい
	ませんか。
	(なし)
	質疑がありませんので、第20号議案について、原案のとおり承認すること
,	•

に、異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり承認しました。 次に、第21号議案「本庄市農業委員会事務局職員職名規程の一部を改正する 訓令」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長

第21号議案をご説明いたしますので、追加議案書2ページ及び3ページを お願いいたします。

第21号議案、本庄市農業委員会事務局職員職名規程の一部を改正する訓令を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、「地方公務員法の一部を改正する法律」の施行により、「本庄市職員の職名に関する規則」、以降「規則」と申し上げますが、規則が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。本日提出、会長。

議案内容でございますが、規則の一部改正により「再任用制度の廃止に係る規定」及び「定年前再任用短時間勤務制度の導入に係る規定」が整備されることに伴い、本規程の所要の改正を行うとともに、本規程施行に伴う経過措置について定めるものでございます。

別冊の追加議案資料2ページをお願いいたします。こちらが新旧対照表となります。第2条関係の改正でございますが、改正前の左側の表の第1項及び第2項の下線ヵ所を、改正後の右側の表の下線ヵ所に改正するもので、適用する地方公務員法の規定及び再任用制度の改廃に伴う規定の整備でございます。

「定年前再任用短時間勤務制」でございますが、本市職員の定年につきましては、「本庄市職員等の定年に関する条例」により65歳と規定されており、経過措置といたしまして令和5年度から65歳まで段階的に引き上げるものでございますが、職員が60歳に達した日以後、定年前に退職する職員が希望する場合、従前の勤務実績等に基づく選考により、定年に達する年度の末日に相当する日までの間、短時間勤務の職員として採用できるものでございます。

追加議案書2ページにお戻りください。附則でございますが、1の施行期日は令和5年4月1日でございます。2の経過措置でございますが、これは、職員の定年の段階的引き上げ期間中に係るもので、定年に達した職員が希望する場合、従前の勤務実績等に基づく選考により、65歳到達年度末までの間、1年以内を任期として、常勤又は短時間勤務できるものとする「暫定再任用制」の実施に係るものでございます。以上でございます。

議長

第21号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。

(なし)

質疑がありませんので、第21号議案について、原案のとおり承認すること に、異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり承認しました。 次に、第22号議案「本庄市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規 程」を上程します。事務局の説明を求めます。 事務局長 第22号議案をご説明いたしますので、追加議案書4ページをお願いいたし ます。 第22号議案、本庄市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を、 ご説明申し上げます。本議案につきましては、令和3年制定の「デジタル社会の 形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関 する法律」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので、ご提案申 し上げるものでございます。本日提出、会長。 議案内容でございますが、本市における個人情報保護に関しましては、これま で、「本庄市個人情報保護条例」を直接適用しておりましたが、「個人情報の保護 に関する法律」の改正により、個人情報保護の規律が同法の適用となることか ら、令和5年第1回本庄市議会定例会におきまして、「本庄市個人情報保護条例」 の廃止及び「本庄市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定について議決 を得たところでございます。このことから、本市農業委員会が所管する本規程に つきまして、既存の例規を廃止し、新たに制定するものでございます。なお、市 議会の議決により制定された条例及び条例の施行細則の発番については現在未 定となっております。 最後に附則でございますが、1の施行期日は令和5年4月1日でございます。 また、2につきましては既存の例規を廃止する旨の内容となっております。以上 でございます。 議長 第22号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ござい ませんか。 (なし) 質疑がありませんので、第22号議案について、原案のとおり承認すること に、異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり承認しました。 次に、第23号議案「本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について」 を 上程します。事務局の説明を求めます。 事務局長 第23号議案をご説明いたしますので、追加議案書5ページをお願いいたし

ます。

第23号議案、本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、職員を任免したいので、ご提案申し上げるものでございます。本日提出、会長。

人事異動の内容でございますが、6ページをお願いいたします。人事異動の内示でございますが、はじめに転出者及び転入者をご説明させていただきます。まず、上の表ですが、こちらは、旧所属基準つまり現在の任命状況が基準のもので、左から現在の所属、役職、氏名、そして、発令内容として、新たな所属や役職等を記載しております。転出者の該当は1名です。

表の1行目、高山局長補佐兼庶務係長つきまして、市長部局への出向になりまして、市民生活部市民課課長補佐兼庶務係長への発令で、発令日は、令和5年4月1日でございます。

次に、下の表ですが、こちらは、新所属基準のものになります。転入者の該当は、1名です。表の3行目でございます。農業委員会事務局へは、上下水道部水道課の大和主事が昇格しまして主任となり、農業委員会事務局への発令でございます。発令日は、令和5年4月1日でございます。

次に、上下表中の他3名についてでございますが、職階等の役職に係る内示となっており、それぞれ記載のとおりでございます。発令日は、令和5年4月1日でございます。以上でございます。

議長

第23号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。

(なし)

質疑がありませんので、第23号議案について、原案のとおり承認すること に、異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり承認しました。 以上で、議案審議を終了します。

続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。

事務局長

まずは、報告第14号をご説明いたしますので、議案書30ページをお願いいたします。

報告第14号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、31ページをお願いいたします。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なけれ

ばならないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第15号をご説明いたしますので、議案書32ページをお願 いいたします。

報告第15号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、専決処 分したのでご報告いたします。

届出内容については、33ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件 です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業 委員会へ届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届 出でございます。

続きまして、報告第16号をご説明いたしますので、議案書34ページをお願 いいたします。

報告第16号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、専決処 分したのでご報告いたします。

届出内容については、35ページをお願いいたします。専決処分件数は、5件 です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする 場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としな いという規定による届出でございます。

続きまして、報告第17号をご説明いたしますので、議案書36ページをお願 いいたします。

報告第17号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の 賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたので、ご報告いたします。

通知内容については、37ページをお願いいたします。賃貸借契約合意解約通 知書の受理件数は、1件です。農地の賃貸借について、合意による解約の通知が 農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた 場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければなら ないという規定による通知でございます。

続きまして、報告第18号をご説明いたしますので、議案書38ページをお願 いいたします。

報告第18号、農業用施設(2アール未満)の設置に伴う届出について、農地 法施行規則第29条第1号の規定により、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、39ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件 です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会 へ届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でご ざいます。以上でございます。

議長 以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべ

	て終了いたしましたので、議長の座を降ろさせていただきます。ご協力ありがと						
	うございました。						
事務局長	ありがとうございました。						
	次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。						
	(事務局長説明)						
	以上をもちまして、令和5年第3回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。						
	大変、お疲れさまでございました。						

	令和5年第3回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿					
	開催日	令和5年3月27日(月)				
開催場所		本庄市谷	设所 大会	議室		
	開会時刻	午後2時				
	閉会時刻	午後3時				
	会 長	田端 請	事 ─			
	会長代理	細野 俊	受文			
議席 番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録 署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	粂原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	欠席
3	金井 章夫	出席		二十	髙橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席		/E	亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席			内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席		北泉	荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席		76.15	宮部 豊徳	欠席
11	永尾 路子	出席			倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席		金屋	鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14 鳥澤 和子		出席			福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席		秋平	清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席	\circ	千八	木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席	\bigcirc		新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
冰叫	福島 正紹	出席				
説明貞						
局長系数	事務局長 中西 太 局長補佐兼庶務係長 高山 教子 局長補佐兼農地係長 高群 邦人 庶務係主査 飯川 佳紘 農地係主任 新井 靖子 農地係主事補 江森 憲太 支所環境産業課産業係主査 森本 克美					
書記						

高群 邦人

局長補佐兼農地係長